

## 錦江町農業委員会 11月定例総会会議録

○ 開催日時 令和4年11月25日（金） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員8人）

会長	1番	宿利原 勝吉
会長代理	2番	鈴 一磨
委員	3番	徳永 哲朗
委員	4番	毛下 利美
委員	5番	鳥越 秀一
委員	6番	元丸 敏朗
委員	7番	寺田 郁哉
委員	8番	貫見 和洋
委員	9番	内菌 雄治
委員	10番	鍋 康博
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	宿利原 進
委員	13番	安水 純一
委員	14番	坂元 博美

農地利用最適化推進委員	内菌 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	畠中 正秋
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	弓指 義洋

○ 欠席

農業委員 坂元委員

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 書記 永田 宗成・折久木まり子・鶴田 明

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第23号 農地法第3条許可申請について

議案第24号 農地法第4条許可申請について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地  
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第26号 非農地証明願いについて

議案第27号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更の協議について

○事務局	皆さんこんにちは。定刻になりましたので始めたいと思います。ただいまより、令和4年11月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同、礼。それでは、農業委員会憲章の朗読を3番徳永委員にお願いいたします。
○徳永委員	憲章朗読
○事務局	ありがとうございました。それでは、会長挨拶をお願いします。
○会長	皆さんこんにちは。この前の大隅地域農業委員会、農地利用最適化推進会議に出席をされまして、誠にありがとうございました。それではただいまより、令和4年11月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。本日は、坂元委員から欠席の報告がきておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に4番、毛下委員と5番、鳥越委員を指名しますのでよろしくをお願いいたします。次に会務報告についてを議題としますので、事務局の報告をお願いいたします。
○事務局	はい。会務報告を申し上げます。11月2日、議会の定例監査がございました。また、令和4年度地域計画地区別担当課長等会議がございまして、永田書記が出席しております。7日は大隅地区農業委員会事務局長会議と現地研修がございまして、私が志布志市に出席しております。13日は、いきいき秋祭りが開催されました。18日、大隅地区農地利用最適化推進会議が鹿屋市でございまして、16人の委員様方に出席をいただきました。事務局からは永田書記と鶴田書記が出席しております。22日は現地調査を行ったところでございます。徳永委員、水流委員、宿利原会長、弓指委員に現地を確認いただいたところでございます。25日、本日でございますが11月の定例総会でございます。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等はありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第23号、農地法第3条許可申請についてを議題としますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号8番の譲渡人が、〇〇さん、西中郡の方です。場所につきましては、4筆ありまして、地目につきましては、台帳現況ともに田となっております。地積につきましては、合計で4,709㎡です。譲受人の方が、〇〇さん、南大隅町の方となっております。経営規模の詳細と場所の詳細につきましてお目通しください。受付番号9番ですけれども、こちらにつきましては、7月で許可を出しておりますけれども、譲受人の変更をしたいということで許可の取下げがありましたので、再度今回上がってきたところです。譲渡人の方が、〇〇さん、中園の方です。場所が城元字宮ノ宇都

	2106 番。地目が台帳現況とも畑です。地積が 2,580 m <sup>2</sup> です。譲受人が〇〇さん、栄町の方になっております。以上です。
○会長	次に受付番号 8 番についてを、鍋委員の報告をお願いいたします。
○鍋委員	8 番について、説明をします。11 月 19 日の日に話を伺いました。譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんは、親子関係にあたられます。今回の案件は、〇〇さんがもう 90 歳と高齢になられることから、娘さんへの贈与という形で、土地を譲渡されるというようなことでした。このことから、金銭的な発生はありません。以上のことで、この申請については問題ないと思いました。終わります。
○会長	次に、受付番号 9 番についてを、鳥越委員の報告をお願いいたします。
○鳥越委員	報告いたします。今事務局から説明があったとおり、もともと〇〇さんで許可をもらってたんですけども、高齢もあり、息子さんの方に変えたいということで、前のものを取消して、今回また申請を上げたところですよ。何ら問題ないと思えますのでよろしくをお願いいたします。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○鳥越委員	すいません。金額のほうは前、説明したと思えますけれども、全部で〇〇円ということです。
○会長	質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第 23 号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第 23 号については、原案のとおり許可することに決定しました。続いて、議案第 24 号、農地法第 4 条許可申請についてを議題としますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい。では 5 ページをお開きください。受付番号 1 番です。申請者の方が、〇〇さん、神川中の方です。場所につきましては、神川字山頭 4723 番です。地目につきましては台帳現況ともに畑となっております。地積が 1,702 m <sup>2</sup> です。転用の目的につきましては、植林をしたいということです。めぐりまして場所につきましてはですね、7 ページに大体の場所が、あるんですけども、トロピカルガーデン神川を上の方と言えばいいんでしょうか、山の方に入ったところです。神川の皆倉地区になります。また、8 ページにつきましては地籍図がついております。9 ページが、申請地の航空写真になります。10 ページがさらに拡大した申請地の場所になります。11 ページが、植林の計画ですね。こういう計画で植えたいということで、申請が上がってきております。以上になります。
○会長	次に、徳永委員の報告をお願いいたします。

○徳永委員	報告します。今説明で皆倉地区と説明がありましたが、神川中地区となります。トロピカルガーデンの横を上ったところです。現地は、昨年まで利用権を結んで耕作されていた土地ですが、利用権が終了した後、耕作しておりません。なおかつ、周囲が山林ですので、耕作者の方も辞退されたという場所です。農地的には、2種農地に該当しますので、植林をしても、何ら周囲に影響を与えるような変更ではないというふうに判断しますので、申請は問題ないのかなというふうに考えます。簡単ですが以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第24号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、議案第24号については原案のとおり許可することに決定しました。続いて議案第25号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請について」を議題としますが、ここでお諮りします。 資料のとおりこの議案は87筆の審議となっていることから、担当委員の報告は新規の案件のみとすること、また、公平な審議を行うため委員の退出を求めなければならない案件もあることから、5回に分けて審議したいと思います。異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは、受付番号115番から135番についてを、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では13ページをお開きください。ちょっと件数が多いものですから、今回は申請地の場所と、貸付け期間につきましてはお目通しをしていただければと思います。では、受付番号115番です。貸し人が、〇〇さんです。神川上の自治会です。現況が、田になりまして、地積が1,643㎡です。小作料につきましては、〇〇円となっております。借り人が、〇〇さん、神川上の方です。受付番号116番が、〇〇さん、神川中の方です。地目が畑で、地積が1,431㎡です。小作料につきましては、〇〇円です。借り人が、〇〇さん、神川上の方です。受付番号117番が、〇〇さん、鳥浜の方です。地目が田で、地積が1,190㎡です。小作料につきましては、米が〇〇俵ということです。借り人は、〇〇さん、神川上の方です。受付番号118、119番の貸し人が、〇〇さん、神川中の方です。地目は2筆とも田で、地積が合計で2,208㎡です。小作料は、全部で米〇〇kgということです。借り人が、〇〇さん、神川上の方です。受付番号120番が、貸し人が、〇〇さん、神川上の方です。地目が田で、地積が640㎡です。小作料は、米〇〇俵です。借り人が、〇〇さん、神川上の方です。受付番号121、122番が、貸し人が、〇〇さん、神奈川県の方です。地目は2

筆とも田で、地積が合計で1,753㎡です。小作料が合計で〇〇円です。借り人が、〇〇さん、神川上の方です。受付番号123番の貸し人が、〇〇さん、大分県の方です。地目が田で、地積が313㎡です。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん神川上の方です。受付番号124番が、貸し人が〇〇さん、鹿児島市の方です。地目が田で、地積が3,026㎡です。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、神川上の方です。続きまして、受付番号125、126番の貸し人が、〇〇さん、木場の方です。地目は、2筆とも田で、地積が合計で1,481㎡です。小作料が全部で〇〇円です。借り人が、〇〇さん、神川上の方です。受付番号127番の貸し人が、〇〇さん、大阪府の方です。地目が畑で、地積が3,836のうち2,000㎡ということです。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、神川中の方です。受付番号128番の貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。地目が田、地積が663㎡です。小作料は〇〇円で、借り人が、〇〇さん、神川城の方です。受付番号129から131番の貸し人が、〇〇さん、神川上の方です。地目は3筆とも田で、地積が合計で761㎡です。小作料は〇〇円です。借り人は〇〇さん、神川城の方です。受付番号132番の貸し人が、〇〇さん、柴立の方です。地目が田で、地積が1,786㎡です。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、瀬戸口の方です。受付番号133番の貸し人が、〇〇さん、柴立の方です。地目が畑で、地積が1,020㎡です。小作料は〇〇円で、借り人が、〇〇さん、池野の方です。受付番号134、135番の貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。地目は、2筆とも畑で、地積が合計で3,267㎡です。小作料は10アール当たり〇〇円ということです。借り人が〇〇さん、猪鹿倉の方になります。以上になります。

○会長 次に、127番から131番についてを、徳永委員の報告をお願いいたします。

○徳永委員 報告します。まず127番の、貸し人、〇〇さん、借り人、〇〇さんの件ですが、この2人は、兄弟です。この127番の土地を、シキミを植えておりますが、利用権設定を結んで耕作されておりました方が、この12月でやめるということになりましたので、シキミを植えている〇〇さんに話をしましたら、それを引き継いでやりましょうということになった物件です。兄弟ですので、使用料は〇〇円ということで話がつきました。128番、〇〇さんは鹿屋ですね。借り人の〇〇さんの方から、〇〇さんの土地がこの半年使ってないようだけど、借りたいがどうだろうかという話がありまして、〇〇さんと話をしまして。〇〇さんが作ってたんだけど、いいですよ〇〇さんに作ってもらいましょうということになりました。〇〇さんが作ってたというのは、去年の12月までは、お母さんが生存されて、神川の地元の方と、利用権を結んでおりましたが、亡くなられた後、利用権が切れまして、〇〇さんが実家に帰ってきたときに、少しずつ野菜を植えていたけども、ちょっと手が回らなくなって荒らしていたという場所です。〇〇円で話がつきました。それから、129から131の〇〇さんの件は、来年の12月まで利用権が、結ばれてたんですけども、耕作者の方

	<p>が体調不良ということで、解約を申出られて合意解約をされて、その後、この〇〇さんに話をし、そのまま引き続いて耕作するという内容になった物件です。〇〇さんの方が、前任者と使用貸借で結んでたんで、今度の〇〇さんも、その条件でいいですよということで、使用貸借で〇〇円ということでした。この4筆については、隣り合わせの田んぼになっておりますので、作業はしやすいということです。以上です。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決します。受付番号 115 番から 135 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって、受付番号 115 番から 135 番については原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号 136 番から 157 番について審議しますので、説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>はい。15 ページからになります。受付番号 136、137 番の貸し人が、〇〇さん、上柴立の方です。2筆ありまして、地目は両方とも田です。地積が合計で 940 m<sup>2</sup>です。小作料につきましては、水利費〇〇円ということです。借り人が〇〇さん、上原の方です。受付番号 138 番から 141 番の貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。4筆ありまして、地目は全て田となっております。地積が合計で 3,558 m<sup>2</sup>です。小作料につきましては、全部で〇〇円です。借り人が、〇〇さん、宮脇の方になります。受付番号 142 番の貸し人が、〇〇さん、橋ノ口の方です。地目が田で、地積が 447 m<sup>2</sup>です。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、宮脇の方です。受付番号 143 番の貸し人が、〇〇さん、鹿児島市の方です。地目は田で、地積が 914 m<sup>2</sup>です。小作料が〇〇円です。借り人が、〇〇さん、宮脇の方です。受付番号 144 番の貸し人が、〇〇さん、東京都の方です。地目が田で、地積が 1,281 m<sup>2</sup>です。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、宮脇の方です。受付番号 145 番の貸し人が、〇〇さん、中村の方です。地目が田で、地積が 1,780 m<sup>2</sup>です。小作料は 10 アール当たり〇〇円です。借り人が、〇〇さん、中村の方です。受付番号 146、147 番の貸し人が、〇〇さん、中村の方です。地目は2筆とも畑で、地積が合計で、5,215 m<sup>2</sup>です。小作料は 10 アール当たり〇〇円です。借り人は、〇〇さん、川南の方です。受付番号 148 から 150 番の貸し人が、〇〇さん、中村の方です。地目は、3筆とも畑で、地積が合計で、3,728 m<sup>2</sup>です。小作料は、10 アール当たり〇〇円です。借り人が、〇〇さん、川南の方です。受付番号 151 から 156 番の貸し人が、〇〇さん、橋ノ口の方です。地目が6筆とも田で、地積が合計で 4,995 m<sup>2</sup>です。小作料は、全部で〇〇円です。借り人が、〇〇さん、宮脇の方です。受付番号 157 番の貸し人が、〇〇さん、橋ノ口の方です。地目が田で、地積が 2,834 m<sup>2</sup></p>

	です。小作料は10アール当たり〇〇円です。借り人が、〇〇さん、六反田の方になります。以上になります。
○会長	次に、136番と137番についてを、貫見委員の報告をお願いいたします。
○貫見委員	はい。報告いたします。136番と137番の、借り人の〇〇さんは、この土地を数年前からもう耕作されておりました、今回、〇〇さんの方から、利用権を結んでくれということで、新規で利用権を結ぶこととなりました。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。
○会長	ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号136番から157番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号136番から157番については原案のとおり許可することに決定しました。次に、受付番号158番から182番について審議しますので、説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では、受付番号158番の貸し人が、〇〇さん、塩屋の方です。地目が畑で、地積が2,773㎡です。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、盤山の方です。受付番号159番の貸し人が、〇〇さん、南大隅町の方です。地目が畑で、地積が3,191㎡です。小作料が〇〇円です。借り人が、〇〇さん、盤山の方です。受付番号160から162番の貸し人が、〇〇さん、塩屋の方です。地目が3筆とも畑で、地積につきましては、合計で7,439㎡です。小作料につきましては合計で〇〇円です。借り人が、〇〇さん、盤山の方です。受付番号163番から166番の貸し人が、〇〇さん、塩屋の方です。地目が4筆とも畑で、地積が合計で、7,487㎡です。小作料につきましては、1番茶の売上げの〇〇%ということです。借り人につきましては、〇〇さん、塩屋の方です。受付番号167番の貸し人が、〇〇さん、塩屋の方です。地目が畑で、地積が4,428㎡です。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、塩屋の方です。受付番号168番の貸し人が、〇〇さん、愛知県の方です。地目が田で、地積が2,443㎡です。小作料は〇〇円で、借り人が、〇〇さん、塩屋の方です。受付番号169、170番の貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。地目は2筆とも田で、地積が合計で2,347㎡です。小作料は、米が〇〇俵ということです。借り人が、〇〇さん、大原の方です。受付番号171番の貸し人が、〇〇さん、昇陽の方です。地目が田で、地積が1,460㎡です。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、富田の方です。受付番号172番の貸し人が、〇〇さん、麓の方です。地目が畑で、地積が664㎡です。小作料が〇〇円です。借り人が、〇〇さん、南大隅町の方です。受付番号173番の貸し人が、〇〇さん、鹿児島市の方です。地目が田で、地積が473㎡です。小作料が〇〇円で、借り人が、〇〇さん、中園の方です。

	<p>受付番号 174 番の貸し人が、〇〇さん、指宿市の方です。地目が田で、地積が 1,530 m<sup>2</sup>です。小作料は〇〇円です。借り人は、〇〇さん、中園の方です。受付番号 175、176 番の貸し人が、〇〇さん、皆倉の方です。地目は 2 筆とも畑で、地積が合計で 2,009 m<sup>2</sup>です。小作料につきましては、〇〇円です。借り人が、〇〇さん、南大隅町の方です。受付番号 177 番の貸し人が、〇〇さん、宿利原の方です。地目が畑で、地積が 7,192 m<sup>2</sup>です。小作料は〇〇円で、借り人が、〇〇さん、皆倉の方です。受付番号 178 番の貸し人が、〇〇さん、神川中の方です。地目が畑で、地積が 1,150 m<sup>2</sup>です。小作料が〇〇円で、借り人が、〇〇さん、皆倉の方です。受付番号 179 番の貸し人が、〇〇さん、桜原の方です。地目が畑で、地積が 883 m<sup>2</sup>です。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、皆倉の方です。受付番号 180 番の貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。地目が畑で、地積が 3,467 m<sup>2</sup>です。小作料は 10 アール当たり〇〇円です。借り人が、〇〇さん、川北の方です。受付番号 181 番の貸し人が、〇〇さん、鹿児島市の方です。地目が畑で、地積が 1,040 m<sup>2</sup>です。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、川北の方です。受付番号 182 番の貸し人が、〇〇さん、鹿屋市の方です。地目が田で、地積が 943 m<sup>2</sup>です。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、昇陽の方です。以上になります。</p>
○会長	次に、179 番についてを、水流推進委員の報告をお願いいたします。
○水流推進委員	〇〇さんは、父の〇〇さんとともに、畜産をしております。長年この畑は荒れていまして、〇〇さんに相談したところ作るということで、決まりました。何ら問題ないと思います。
○会長	次に、181 番について畠中推進委員の報告をお願いいたします。
○畠中推進委員	報告します。〇〇さんは、シキミを中心に仕事をされており、畑もよく管理されており問題ないと思います。よろしく申し上げます。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。受付番号 158 番から 182 番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって受付番号 158 番から 182 番については、原案のとおり許可することに決定しました。次に受付番号 183 番と 184 番については、公平な審議をするため〇〇委員の退席をお願いいたします。 では、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はいでは、受付番号 183 番の貸し人が、〇〇さん、塩屋の方です。場所は城元字上押切 1699 番です。地目が田で地積が 1,078 m <sup>2</sup> です。貸付け期間は令和 4 年 12 月 15 日から令和 9 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、塩屋の方です。受付番号 184 番の貸し人が、〇〇さん、木原の方です。場所が馬場字木原ノ上 1970 番 1 です。地目が田で、地積が 3,001

	<p>m<sup>2</sup>のうち1,471 m<sup>2</sup>です。貸付け期間が令和4年12月15日から令和9年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人が、〇〇さん、塩屋の方です。以上です。</p>
○会長	<p>次に継続ですが、鳥越委員の報告をお願いいたします。</p>
○鳥越委員	<p>報告いたします。この〇〇さんは、先ほど退席された〇〇さんと夫婦でございます。継続の案件で、何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決します。受付番号183番と184番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがって受付番号183番と184番については、原案のとおり許可することに決定しました。ここで〇〇委員の入室を求めます。次に受付番号185から202番についてを審議しますので説明をお願いします。</p>
○事務局	<p>はいでは、受付番号185番からにつきましては、農地中間管理事業に係るものになりますので、借り人につきましては全て県の地域振興公社となっておりますので、借り人の説明は割愛いたします。では、受付番号185番の貸し人が、〇〇さん、安水の方です。地目が畑で、地積が3,136 m<sup>2</sup>です。小作料は、〇〇円です。受付番号186番187番の貸し人が、〇〇さん、安水の方です。地目が2筆とも畑で、地積が合計で3,805 m<sup>2</sup>になっております。小作料につきましては、合計で〇〇円です。受付番号188から191番につきましては、貸し人が、〇〇さん、安水の方です。地目が4筆とも畑で、地積が合計で9,813 m<sup>2</sup>となっております。小作料につきましては合計で〇〇円となっております。受付番号192と193番の貸し人が、〇〇さん、宿利原の方です。地目が2筆とも畑で、地積が合計で3,198 m<sup>2</sup>となっております。小作料が合計で〇〇円です。ページめくりまして、受付番号、194から196番の貸し人が、〇〇さん、厚ヶ瀬の方です。地目が3筆とも畑で、地積が合計で5,049 m<sup>2</sup>となっております。小作料につきましては、合計で〇〇円です。受付番号197番の貸し人が、〇〇さん、厚ヶ瀬の方です。地目が畑で、地積が2,126 m<sup>2</sup>です。小作料につきましては、〇〇円です。受付番号198番の貸し人が、〇〇さん、厚ヶ瀬の方です。地目が畑、地積が3,580 m<sup>2</sup>です。小作料は〇〇円です。受付番号199番の貸し人が、〇〇さん、厚ヶ瀬の方です。地目が畑で、地積が2,123 m<sup>2</sup>です。小作料は〇〇円です。受付番号200番の貸し人が、〇〇さん、橋ノ口の方です。地目が田で、地積が1,591 m<sup>2</sup>です。小作料は〇〇円です。受付番号201、202番の貸し人が、〇〇さん、南大隅町の方です。地目は2筆とも田で、地積が合計で2,439 m<sup>2</sup>で</p>

	<p>す。小作料が〇〇円となっております。配分計画案につきましては、別紙でA3の用紙が配布してありますので、そちらのほうをご覧ください。以上になります。</p>
○会長	<p>ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決します。受付番号185番から202番については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがいまして受付番号185番から202番については原案のとおり許可することに決定しました。次に議案第26号非農地証明願についてを審議しますので説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>それでは22ページをお開きください。受付番号2番です。申請人は、〇〇です。鹿児島市です。場所につきましては、田代川原字中宇都5202番2です。地目は台帳は畑、現況は宅地です。地積が301㎡になります。場所につきましては、24ページをお開きください。ちょっと見にくいとは思いますが、大体、平石酒店の前の道路を入って行ったところの奥の方になっておまして、このページの真ん中よりちょっと右下のところになっております。以上になります。</p>
○会長	<p>次に、貫見委員の報告をお願いいたします。</p>
○貫見委員	<p>はい。報告いたします。11月22日は私がちょっと都合が悪くて、現地確認に参加出来ませんでした。事務局と弓指委員のほうで現地確認をしていただきました。そして11月23日に、現地確認に行ってみましたが、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>ありがとうございました。事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め採決します。議案第26号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>異議なしと認めます。したがいまして議案第26号については原案のとおり許可することに決定しました。次に議案第27号、地籍調査に伴う農地の地目変更の協議についてを審議しますので、説明をお願いいたします。</p>
○事務局	<p>はい、では26ページをお開きください。地籍調査が終わったところで、令和3年から4年に地籍調査したところの区域の地目の変更の相談があったところですので。場所につきましては別紙です、左上に集成図と書いてあるA3の縦長の地図があるかと思っております。そちらになります。字につきましては立神と久木野になりまして、農地から農地外への地目変更分が149件で、農地外から農地への変更分が2件ということで、合計で151件の相談があったところで</p>

	す。拡大した地図とですね、具体的な場所につきましては、こちらから見て左手側のほうにですね、2か所地図と地番表がありますので、五分ほどそちらのほうを各自で見ただけだと思います。以上になります。
○会長	それでは、説明があり、今地図を見ていただきましたが、何か質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決します。お諮りします。議案第27号については原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第27号については原案のとおり決定しました。以上で令和4年11月錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	以上をもちまして、令和4年11月錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同、礼。ありがとうございました。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

4 番

5 番

議事録調整者